

世界エコラベリング・ネットワーク

第三者認証機関によって運営されるタイプI環境ラベル(※)制度は、世界の40以上の国や地域で実施されています。それらを運営する環境ラベル機関27団体が世界エコラベリング・ネットワーク(Global Ecolabelling Network : GEN) [www.globalecolabelling.net]に参加しています。「エコマーク」はドイツの「ブルーエンジェル」に続き、世界でも長い歴史をもった環境ラベルです。GENの発起団体として、また先行ラベル制度として、常に活動の主導的役割を果たしています。



※タイプI環境ラベル: ISO14024に基づいた「第三者認証」のラベルで、「資源の採取から廃棄まで」全ライフサイクルにおける環境影響を一定の基準に基づいて認定しています。

財団法人 日本環境協会 エコマーク事務局 (受付時間9:30~17:30)

〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町1-4-16 馬喰町第一ビル9階
E-mail: kouhou@ecomark.jp

- 【基準・認証課】 TEL: 03-5643-6253
エコマーク申請全般、新規商品類型提案、既存商品類型見直しについての提案
- 【普及・国際協力課】 TEL: 03-5643-6255
広報普及及びエコマーク記事の紹介・取材依頼、相互認証、GEN
- 【総務・契約監査課】 TEL: 03-5643-6255
エコマーク使用契約・使用料全般、不正使用等の防止・現地監査実施

認定基準や申込様式等
詳しくは下記URLへどうぞ
www.ecomark.jp
エコマーク 検索



エコマークは
持続可能な社会をめざし、
消費者と企業をつなぎます。



エコマークは環境にやさしい商品購入の目印です。



地球規模で拡大し続けている環境問題。温室効果ガスの削減をはじめとする環境負荷の低減が急務となっており、私たち一人ひとりが環境への関心と理解を深め、具体的に行動することによって、環境負荷を減らす工夫が必要です。

エコマーク事業は、商品のライフサイクル全体を通じて環境性能に優れていると認められる商品を社会に広め、人々のライフスタイルを環境負荷の少ないものへと転換していくことに貢献しようとするものです。

持続可能な社会への変換をめざし、消費者と企業をつなぎます。

■ エコマークは商品の一生 (資源採取から廃棄・リサイクルまでのライフサイクル全体)を考慮して基準を作っています。

例えば いくら使用時に省エネ製品であっても製造時のエネルギーが今までの数十倍かかってしまうと、必ずしも環境にやさしいとは言えません。エコマークでは環境負荷を総合的に考え基準を作っています。



■ エコマークの基準の策定について

環境負荷項目	A. 資源採取	B. 製造	C. 流通	D. 使用・消費	E. 廃棄	F. リサイクル
1. 資源の消費	◎	○	◎	◎		
2. 地球温暖化影響物質の排出	○	○	○			
3. オゾン層破壊物質の排出		◎			◎	
4. 生態系への影響		○				
5. 大気汚染物質の排出	◎	◎		◎	◎	○
6. 水質汚濁物質の排出	○	◎				○
7. 廃棄物の発生・処理処分		◎	◎	○	◎	◎
8. 有害物質などの使用・排出		◎		◎	◎	○
9. その他の環境負荷	○	◎	○	○	○	○

エコマークでは商品のジャンルごとに基準を設定します。

エコマークの基準策定方法は、左表のマトリックスの各段階を考慮します。資源採取の段階から、製造、流通に至る地球環境にかかるあらゆる負荷について、一つひとつ入念に検討を重ねていきます。◎は検討され基準化された項目、○は検討はされたが基準化には至らなかった項目を示しています。検討結果は各基準書の[解説]に記載され公開されています。(左表は一例です)

● エコマーク事業の目的

エコマーク事業は財団法人日本環境協会が実施している自主事業で、1989年(平成元年)にスタートしました。環境保全に役立つと認められる商品(製品およびサービス。以下同じ)に「エコマーク」を付けることにより、商品の環境的側面に関する情報を広く社会に提供し、持続可能な社会の形成に向けて消費者ならびに事業者の行動を誘導していくことを目的としています。

● エコマークのデザイン

エコマークは、「私たちの手で地球を、環境を守ろう」という願いを込めて、「環境(environment)」および「地球(earth)」の頭文字「e」を表した人間の手が、地球をやさしくつつみ込んでいるすがたをデザインしたものです。

このマークは、財団法人日本環境協会が1988年に一般公募したデザインの中から、環境庁長官賞として選ばれた作品をもとに決定しました。

◎エコマークは財団法人日本環境協会の登録商標です。認定されていない商品に無断で使用することはできません。



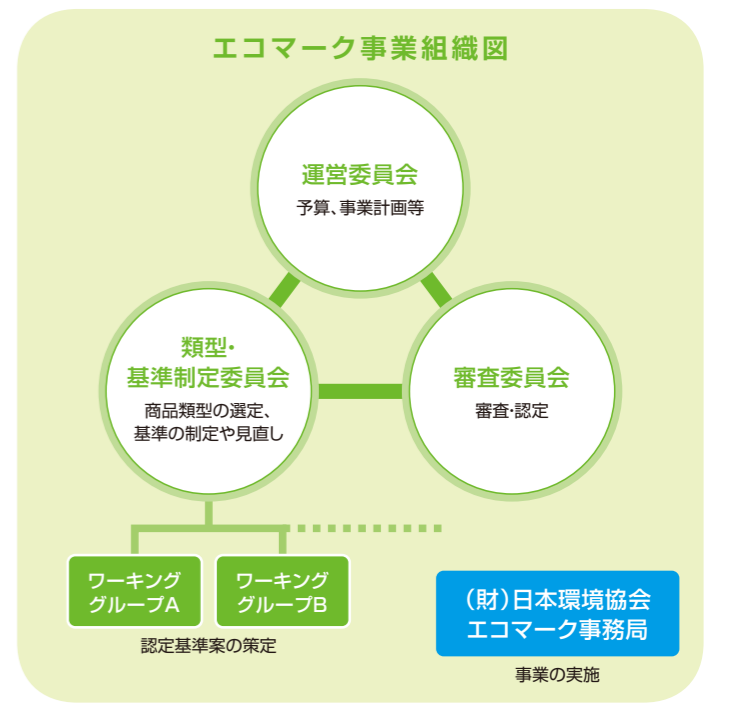
● エコマークの運営体制について

運営委員会 事業者関係団体、消費者関係団体、環境保全に関する学識者および関係行政機関などの各界の有識者によって構成され、エコマーク事業の予算、事業計画、事業実施要領や、類型委員会・審査委員会ガイドラインなどの制定・見直し、その他エコマーク事業の運営に関する事項を審議します。

類型・基準制定委員会 商品類型に関する事業者関係団体、消費者関係団体および中立機関の専門家や有識者によって構成され、エコマーク商品類型の選定および認定基準の制定やこれらの見直しに関する事項を審議します。

審査委員会 環境負荷の評価・低減対策などに関する中立機関の専門家や有識者によって構成され、エコマーク商品の認定に関する審議を行います。

ワーキンググループ 設定された商品類型に関する事業者、消費者および中立機関の専門家や有識者によって構成され、環境の観点から商品のライフサイクル全体にわたる考慮をした上で、認定基準案を策定します。



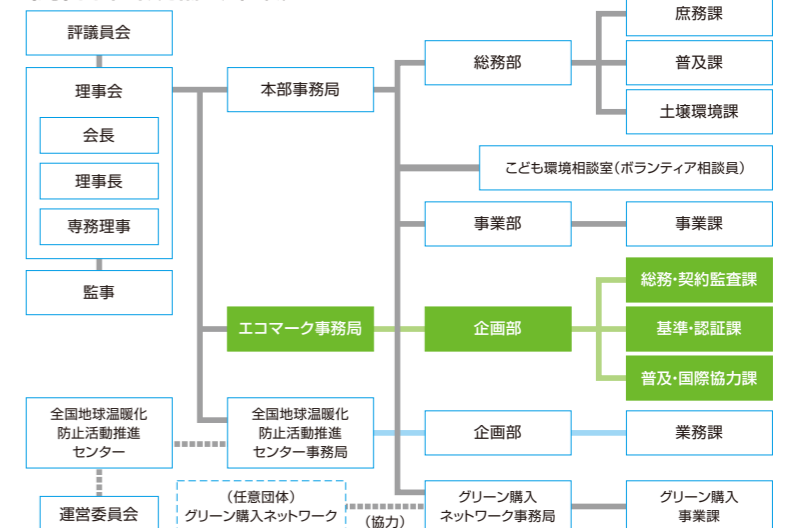
財団法人日本環境協会 (Japan Environment Association <JEA>)とは

エコマーク事業を運営する財団法人日本環境協会は、1977年3月に設立。以来、環境負荷をできるだけ少なくし、持続可能な社会の実現をめざす人々を結ぶかけ橋となり、多くの主体が参加し活用できる「しくみ」づくりと、その支援を行うことを目的に活動を続けてきました。

現在は「環境教育の充実」、「エコマーク事業の推進」、「地球温暖化防止活動の推進」、「土壌汚染対策に対する支援」を主な活動分野として、事業展開を図っています。

詳しくはこちらへ www.jeas.or.jp/

(財)日本環境協会 組織



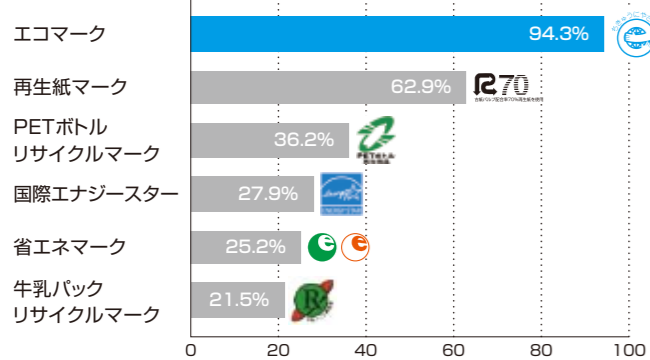
エコマークは 環境に対する企業姿勢を 消費者の皆様へ ダイレクトに伝えます。



環境意識の高い消費者が年々増えています。こうした方々にとって、その商品が環境に配慮しているかどうかは、商品選択や購入決定の大きな要因となっています。エコマークは、消費者が環境に配慮した商品を選択する際の分かりやすい目印であると同時に、企業の環境意識の高さを消費者へ伝えるメッセージでもあります。またエコマークの存在は、環境配慮への“気づき”をうながす役割もあります。

■ エコマークは、消費者からの認知度がもっとも高い環境ラベルです。

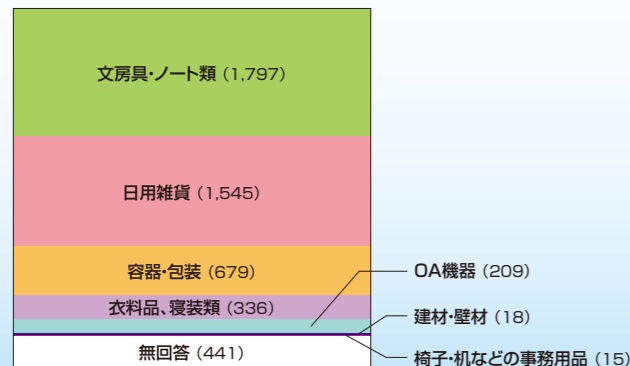
Q. 次のマークの中であなたが知っているものはどれですか？



エコマークの認知度
「第2回エコマーク商品の消費者モニタリング調査および認知度・信頼性調査」結果報告書(2004年)
調査対象: 全国一般消費者 n=1680

■ 過去に購入したことがある エコマーク商品(消費者モニタリング調査結果)

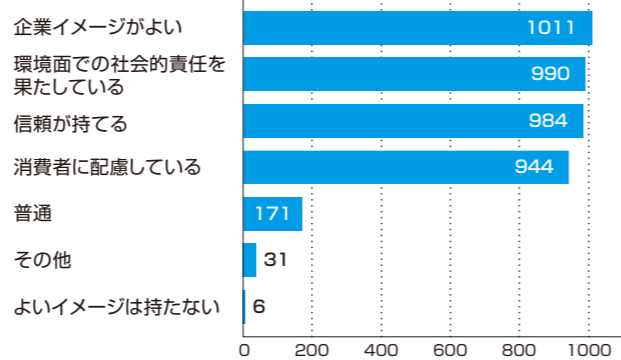
商品分野別購入状況(1,680名、複数回答3つまで可)



エコマークの認知度
「第2回エコマーク商品の消費者モニタリング調査および認知度・信頼性調査」結果報告書(2004年)
調査対象: 全国一般消費者 n=1680

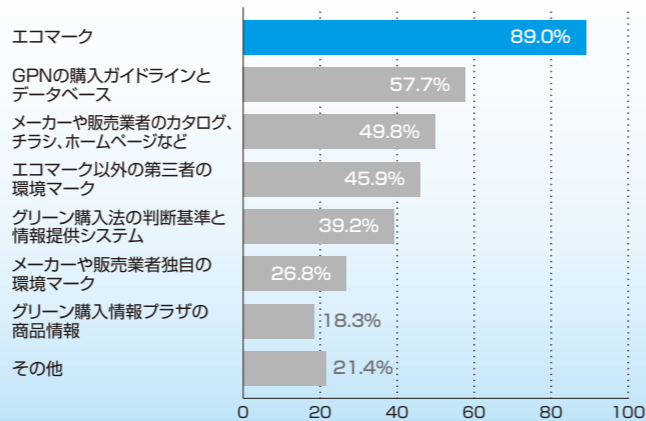
■ エコマークに取り組んでいる企業は、 消費者から良いイメージを持っています。

Q. エコマーク商品を提供・供給している企業に対するイメージは？



エコマーク商品を提供する企業に対するイメージ
「第2回エコマーク商品の消費者モニタリング調査および認知度・信頼性調査」結果報告書(2004年)
調査対象: 全国一般消費者 n=1680 複数回答

■ グリーン購入を行う際 参考にしてしている商品の環境情報



「第11回グリーン購入アンケート」調査結果報告
調査時期: 2007年12月~2008年2月 調査対象: GPN会員団体 有効回答数: 492件(有効回答率16.3%)

● グリーン購入法とエコマーク

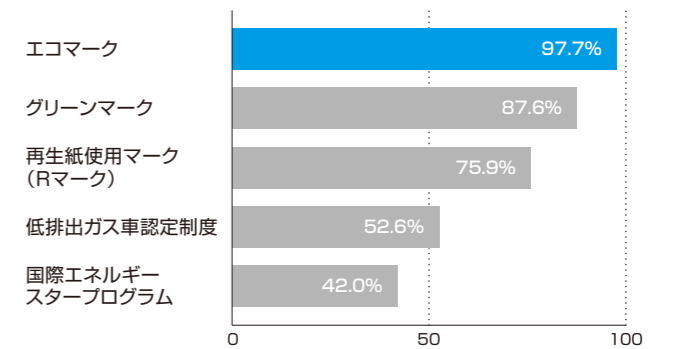
持続可能な社会づくりのためには、「再生品等の供給面の取り組み」に加え、「需要面からの取り組みが重要である」という観点から、2000年に循環型社会形成推進基本法の個別法のひとつとして「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」が制定されました。

同法では、国等が購入する商品は、環境への負荷が少ない商品にするよう取り組むことを義務づけています。また地方公共団体や民間事業者および国民にも、できるだけグリーン購入に努めるよう求めています。

グリーン購入法の特定調達品目の「判断の基準」を満たした商品を選ぶときは、エコマークが参考になります。エコマークの商品認定基準は、多くの商品分野で、グリーン購入法の「判断の基準」に対応しています。

■ エコマークは、グリーン購入法に基づく 調達の判断目安として活用されています。

- ・エコマークの認定基準は、概ねグリーン購入法の判断の基準と同等以上
- ・BtoC、Bにおいて、環境配慮型製品を選択する際の有効なツール



地方公共団体がグリーン購入に際して参考にしてしている環境ラベル制度等
(環境省2007年度実施-全国1,884地方公共団体を対象)

エコマーク事業や認定商品の普及・啓発に努めています。



「靴・履物」認定基準案説明会の様子



エコマーク認定商品展示の様子(ジャパンホーム-2008)



グリーン購入法説明会の様子

ホームページ「エコマーク事務局」 www.ecomark.jp/



全認定商品の検索が可能。随時更新し、最新情報を掲載します。

メールマガジン「エコマーク広報」

月1回発行。上記ホームページから配信登録できます。

情報紙「エコマークニュース」



エコマークに関する最新のニュースや活動状況をお知らせします。印刷版の他、上記ホームページから電子媒体(PDF)でもご覧いただけます。

ホームページ「グリーンステーション」 www.greenstation.net/



エコマーク商品の情報が閲覧でき、購入も可能なエコマーク商品総合情報サイトです。冊子版もあります。(当協会監修/商品の掲載には別途費用がかかります)

お問い合わせ: 株式会社ファイン
TEL.06-4704-5725



「グリーンステーション」掲載商品カタログ

エコマークのスムーズな 認定取得のために、 ご不明な点はお気軽に 事務局へご相談ください。



エコマークの使用・表示にあたっては、エコマーク商品として「エコマーク審査委員会」で認定を受けた個々の商品ごとに、財団法人日本環境協会と「エコマーク使用契約」を締結します。エコマークの商品認定審査のお申込みからエコマークの表示までの主な流れは以下の通りです。

エコマークの審査および使用にかかる費用について

商品認定審査料：21,000円(消費税込)

エコマーク使用料：毎年売上高に応じて、1年分を一括してお支払いいただきます。(※)

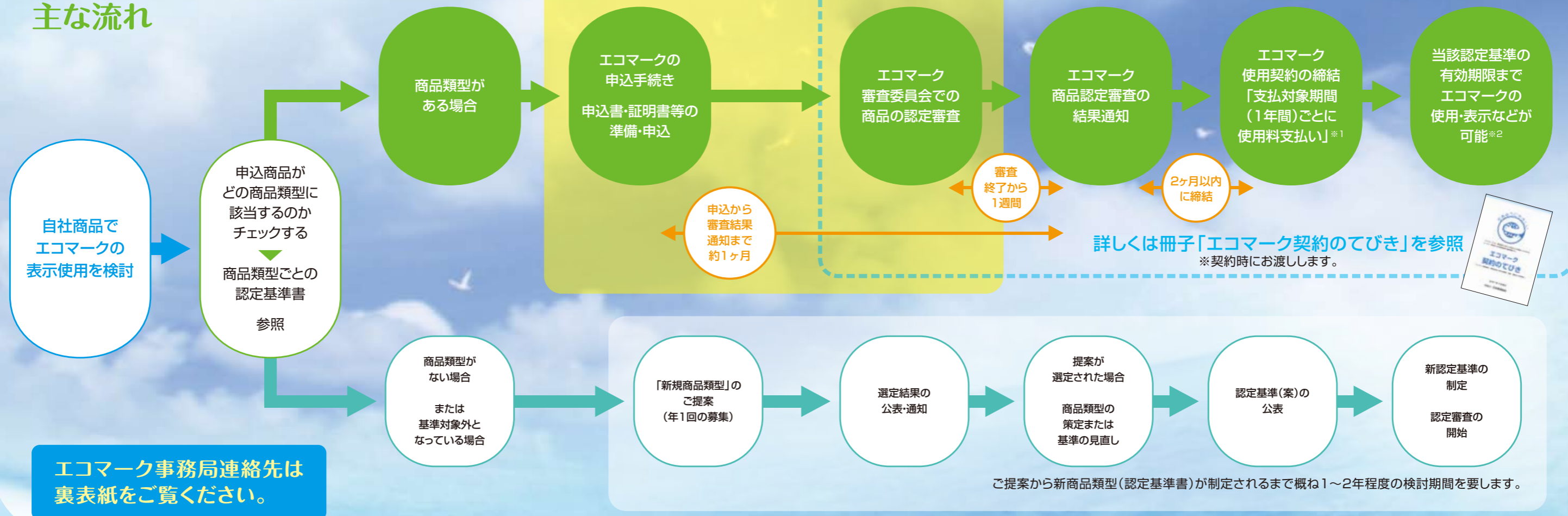
(※)エコマーク使用契約者ごとに、全エコマーク認定商品の合計売上高(合計出荷販売高)に応じて、以下の区分に従い算定します。

認定商品の合計売上高区分	使用料(円/1社・年)算定式	使用料金範囲(別途消費税)
A. 0~1,000万円	一律10,000円	1万円
B. 1,000万円超~1億円以下	10,000+0.001×(売上高-1,000万)	1万円~10万円
C. 1億円超~10億円以下	100,000+0.00065×(売上高-1億)	10万円~68万5千円
D. 10億円超~41億5千万円以下	685,000+0.0001×(売上高-10億)	68万5千円~100万円
E. 41億5千万円超~	一律1,000,000円	100万円(上限)

算出された使用料は1,000円未満を切り捨て、別途消費税がかかります。

なお、申込に係る試験や証明書類発行などに要する費用は、申込者の負担となります。

エコマーク商品認定の お申込みから 商品への表示までの 主な流れ



エコマーク事務局連絡先は
裏表紙をご覧ください。